

次世代育成支援対策推進法行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月21日～ 2025年4月20日までの5年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し、有期契約労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2020年4月～周知方法等検討開始
- 2020年度～制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。(年次有給休暇発生10日以上職員)

<対策>

- 2020年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2020年5月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う
- 2020年6月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2020年6月～ 社内報などで全職員に周知